



郵政産業ユニオン TOKYO

● 発行 ●
 郵政産業労働者ユニオン
 東京地方本部
 発行責任者 田中 孝史
 〒104-0031 中央区京橋 3-6-3
 京橋通郵便局 5F
 TEL・FAX 03-3535-5447
piwutokyo@gmail.com

大会要求を提出10月6日

- 1, 組合事務室を貸与していない支部に、組合事務室を貸与すること。また、組合掲示板を全分会に設置すること。
- 2, 大幅増員について
 - ①超勤を前提とした配達区域は見直すこと。
 - ②休暇要員の確保をすること。
 - ③不足している要員の補充は、必ず正社員とすること。
- 3, 勤務時間管理について
 - ①時間前着手撲滅のための対策を明らかにすること。
 - ②休息と休憩は必ず取得させること。
 - ③打刻以降に仕事をしている社員が見受けられる。勤務時間管理者の責任でやめさせるか、正規の超過勤務手当を支払うこと。
 - ④休日に出勤者でない社員が区分や組立を行いに来ているケースが見受けられる。即刻やめさせること。
- 4, 職場環境について
 空調関係が悪いため、夏の暑い時期にはサウナ状態で作業をしている、冬は寒い中で作業をしている職場がある。作業所の温度・湿度など決められた数字以上の職場を無くすこと。
- 5, パレットでの労働災害が後を絶たない。現場でもペリカンから配備されたパレットや黄パレは危ないと認識されている。多くの社員が危険と認識しているパレットについては使わないこと。
- 6, ヘルメットの着用について
 ヘルメットの着用を指定されている作業がある。会社の規定では具体的に決められていないが、各局判断で指定されている。指定する場合は各職場の声を丁寧に聞くこと。また、軽くて、丈夫で保険適用のあるものにする。
- 7, 人事評価について
 人事評価及びスキル評価については、社員が発揮した成果や貢献度を適正に評価し処遇に反映し、フィードバックを通じた人材育成とされている。また、評価者には人事評価制度の適切な運用が求められていて、責任も重大とされている。しかし、職場では、一度のミスでスキルを下げ、評価者が変わり同じことをしていても△を付ける役職者がいる。このことからことから社員が力を発揮できないような職場が存在する。

(2面に続く)

に抗原検査
 キットやペ
 ットボトル
 の配備、窓
 関係では窓
 口閉鎖等の
 ガイドライ
 ンの提示を
 求めています。
 10月から
 の就業規則
 の変更で病
 気休暇につ
 いて、今ま
 で以上の縛
 りがつかい
 ています。問
 題がありました
 ら連絡お願い
 します。

支社は現場の声を聴き改善をおこなえ

先の定期大会で代議員から出された意見をもとに、10月6日東京支社に大会要求を提出しました。

大幅増員・勤務時間管理は表裏の関係です。「前日区分」や「通し」の根絶を言う会社の対策は口先の注意だけで、打刻前・打刻後の作業、サービス残が常態化しています。休日に職場に来て作業をしているとの報

告もあります。作業所の空調の管理が不十分ため暑い時期はサウナ状態、寒い時期はまるで冷蔵庫内で作業している状態です。そのような中でも、ヘルメットの着用が指示されています。10月から国際郵便局では、全職場でのヘルメットの着用が義務付けられています。法的には、高所作業や機械を扱う作業

に義務付けられ、郵便局では各局判断としています。社員の声を聴き安全・安心に作業ができ、無理のないヘルメット着用にするべきです。

労災の多くは郵便内務でのパレットのよるもので、黄パレ・赤パレ使用中止求めています。



人事評価やスキル評価についての問題は、後を絶ちません。それぞれ能力には差があり、個人の目標の到達度を評価するもので、個人の欠点を探るものではありません。評価者は責任の重さを自覚する必要があります。

期間雇用社員からは、正社員登用問題と同一局所での時給の差がある職場での勤務を命じられた場合、その差額の支給を求められています。

コロナ関係では、各職場



私は黒い虫が苦手。特に「ゴキ○○」はカブトムシとは似ても似つかぬ動きが嫌いで耐えられない。それなのに最近7階の自宅ベランダに新手の黒い虫が出没、私を悩ませている。かなり大きい「カメ虫」▼私が育った新潟の山村では、春と秋に彼等は決まって飛来、洗濯物の取り込みや家の中での駆除に苦労した。攻撃の際に出す液体の強烈な臭いは知

ついている人も多いだろう▼公園が整備され緑が多いのは有難い自然環境だが、ゴキ○○、鳩、カラス、蟬は共存できても「カメ虫」だけはダメ。東京に暮らして45年、虫の居ない快適な暮らしを夢見ていたが、温暖化の影響か、虫の大規模が進み、棲み分けさえ崩れているのか▼朝起きて網戸に大きいカメ虫が貼り付いていると本当にテンションが下がる。慈悲の心で無益な殺生は避けたいが、家の中への侵入は防ぎたい。殺虫剤と回収用のペットボトルを持ち葛藤する日々が続く。(T)

- ①苦情相談は会社の制度であり、誰でもが意見を言える場所である。評価結果を渡す際にはこのような制度がある事を伝え、申告書について素早く渡すこと。
- ②評価者の訓練を常に行うとともに、恣意的な評価を行う評価者にはペナルティを科すこと。
- 8, 登用について
正社員への登用について、東京支社の採用数を多くする様に上申すること。また、一般職から地域基幹職への登用についての採用数も多くする様に上申すること。
- 9, ハラスメントの根絶について
管理者の中では、ハラスメントについて認識が低い方が多くいる。再教育を毎年行うこと。また、職場で誰もが気軽に相談できる仕組みにすること。
- 10, 非正規社員の処遇改善について
①アソシエイト社員及び時給制契約社員の労働条件について。非正規社員の「労働条件通知書」によれば同一局所において時給に格差のある職場が「兼務」とされている実態がある。賃金格差がある職場を「兼務」とすることについて会社の考えを明らかにすること。
②労働契約法第6条には「労働契約は、労働者が使用者に使用されて労働し、使用者がこれに対して賃金を支払うことについて、労働者及び使用者が合意することによって成立する」とあるが、時給に格差がある職場への兼務についてアソシエイト社員及び時給制契約社員に対し説明し「合意」をしているのか明らかにすること。
③アソシエイト社員及び時給制契約社員の兼務について。同一局所において時給に格差のある職場が「兼務」とされている場合は兼務時間に応じて差額分の支払いをおこなうこと。また、深夜割増賃金、祝日割増賃金、一時金手当てなどについても兼務した時間に応じて差額を支給すること。
- 11, コロナ関係について
①各職場に抗原検査キットを配備すること。
②各職場でペットボトルを用意すること。
③職場でコロナ感染者や濃厚接触者による欠員が多数発生し、業務運行が困難な場合は、営業時間の短縮、時間を区切った一部閉鎖を含めた対応をすること。
④窓口閉鎖や時間での閉鎖を許可するガイドラインを示すこと。
⑤欠員が多数発生した場合、休憩休息時間が取得出来ない事が無いようにすること、また支社としての応援体制を構築すること。
⑥お客さまサービスの低下防止と、お客さまの待ち時間短縮のため、窓口で時間を要する手続き(相続手続や保険金請求等)は来局予約の推奨や郵送手続の周知を推進する対策をとること。

以上

みらい講座、開催される



これまでの成果を 今後につなげよう!

10月22日(土)・23日(日)の両日、中央本部主催のみらい講座が開催されました。

コロナの感染拡大の影響で3年ぶりの開催です。全国から25名、東京地本から5名の組合員が参加しました。1日目はプログラム①として「郵政ユニオンが起こした変化」と題して中央本部の家門副委員長が郵政民営化反対の全国キャラバン、10万人正社員化、労契法20条裁判など、これまでの運動や交渉による

職場での変化や成果について講演をしました。郵政民営化反対では、全国の組合員があらゆる行動に参加し、地域の仲間と共に声を上げ、私たちの運動が会社に影響を与えていることを確信しました。

プログラム②「組織化ワークシヨップ」では、組織拡大に向けて対象者の選定、目標の立て方や職場の課題を共有し要求化していくこと、組織運営のやり方など具体的に体験しながら学びました。1日目終了後、懇親会も開

かれ、日頃の組合活動上の悩みや職場の問題点などを話題に大いに盛り上がりました。

二日目はプログラム③「郵政ユニオンのこれか」では、組織統一の経過や郵政民営化反対運動を振り返りながら、職場にこれから訪れる変化を読み解き、その中で働く人たちを守るために郵政ユニオンが果たす役割について、中央本部の日巻委員長からお話を伺いました。民営化から15年を検証する意味でもよい機

会でした。

最後に参加者から郵政ユニオンに期待すること、抱負などを発表しました。郵政ユニオンのみらいを展望し充実した内容の学習会となりました。

参加者からは「今日、郵政ユニオンがあるのは、先輩組合員の様々な課題を一つ一つ乗り越えて、組織統一した成果だと改めて感じました」との感想がありました。

ホームページ
はここから



当面の行動日程

- 11月3日(木) 憲法集会
国会周辺 14時
- 5日(土) 第8回はたらく女性の東京集会(エデュカス東京7階) 13時開場
- 10日(木) 第3回地本執行委員会
- 11日(金) ユナイテッド銀座デモ
- 19日(土) 総がかり行動
衆議院議員会館前14時
- 19日(土)・20日(日) はたらく女性の中央集会 in大阪
- 12月 3日(土) 東京全労協
定期大会 全水道会館13時
- 22日(木) 労契法20条集団訴訟
東京地裁510 10時30分
- 追加訴訟裁判 東京地裁709
11時30分

韓国サンケン闘争終結！ 報告集会



10月17日、第2次韓国サンケン闘争終結！10・17報告集会が行われました。来日したサンケン労組の仲間から、日韓市民・労働者の連帯の力が闘いの終結へと繋がったとの報告がありました。連帯と感謝の記念品が全労協渡邊議長に送られました。今後は争議の渦中、本社前行動の際に不当逮捕された尾澤孝司さんの裁判が始まります。